

# 「琉球処分」の再検討

## ——「琉球藩処分」の理由と命令の構造——

後田多 敦

### 要 旨

日本による19世紀末の琉球国併合過程は、明治政府によって「琉球処分」と呼ばれた。日本が行った琉球国併合の理由や根拠、そしてその意味は何だったのか。本稿では「琉球処分」のなかでも、特に「琉球藩処分」とされた1879年3月からの首里城明け渡し、沖縄県設置、尚泰王の東京連行など、琉球国併合の最終段階を検討した。

明治政府は「琉球藩処分」の理由として、琉球側が「琉清関係断絶命令」と「裁判権接收命令」という2つの命令に違反したことをあげた。そして、明治政府は琉球側の同意を前提とせず、武力による強制力を用いただけでなく、尚泰王の東京連行に際して、「騙し」を行っていた。「琉球藩処分」は合法性を装い、琉球の国権を接收したがその実態は同意が存在しない「強制」であり、「武力」と「詐術」を行使したものであったのである。

明治政府は「琉球藩処分」を国内問題として進めた。しかし、その理由や手続きから見れば、他地域の廃藩置県とは異なったもので、その実態は、琉球国政府を解体し外交権や裁判権、その他の統治権を接收した琉球の国権接收であり、その全体の過程は琉球国併合であった。そして、まさに日本のアジア侵略の始まりだったということが出来る。

### はじめに

日本による19世紀末の琉球国併合過程は、日本の明治政府によって「琉球処分」と呼ばれた。明治政府はなぜ琉球国を「処分」できたのか。その理由や根拠は何だったのか。本稿では「琉球処分」のなかでも、特に「琉球藩処分」とされた1879（明治12）年3月からの首里城明け渡し、沖縄県設置、尚泰王の東京連行など、琉球国併合の最終段階から「琉球処分」を検討する。<sup>1</sup>

「琉球処分」は、明治政府の文書で多義的に用いられている。また、研究者も一般的に使用してきたが、その時期をどのように規定するかは幾つかの差異がある。加えて、近年では一方当事者の用語を使うことの問題も指摘され、新しい用語も提唱されている。<sup>2</sup> 本稿では明治政府の「琉球藩処分」事業を検討するため、「琉球処分」を用いながら、琉球国併合過程全体を「広義の琉球処分」とし、最終的な国権接收段階の「琉球藩処分」を狭義の琉球処分とする。

沖縄近代史の起点としての琉球国併合過程に対する関心の多くは、「琉球処分」の評価やその「統一」をどのように位置づけるかについてのものだった。また、「廃藩置県」などの日本近代史の概念と対比しながら、「琉球処分」をとらえようとする視点が続いてきた。そのため、具体的な手続きや根拠規定の検証ではなく、

併合過程全体や構図からの分析がなされてきた。伊波普猷の「琉球処分は一種の奴隷解放也」<sup>3</sup>や安良城盛昭の「版籍奉還なき廃藩置県論」<sup>4</sup>もその流れに位置づけていだろう。

欧米型の国家を目指した明治政府は、欧米諸国の眼差しを考慮したほか、琉球国の取り扱いをめぐって清国との間で対立が表面化していたため、「合法的な装い」をする必要があった。そのため、政府の意思決定と事業の具体的方法、予算措置、理由付けや担当者の任務や権限の根拠などが詳細に検討され用意された。<sup>5</sup> その事実を踏まえると、担当者の任務や権限やその根拠、事業予算や範囲などを理解することが重要である。

この視点から、本稿は琉球国併合過程全体を考える前提として、最終局面である「琉球藩処分（狭義の琉球処分）」をより具体的・客観的にとらえ直す試みである。

### 1 「琉球処分」の時期のとらえ方とその課題

「琉球処分」の時期についての従来の見解を一瞥しておきたい。『琉球処分論』に結実する研究で、1970年代に琉球処分研究を牽引した金城正篤は次のように規定している。

（琉球処分とは）明治政府のもとで沖縄が日本国家の中

に強行的に組み込まれる一連の政治過程をいう。この過程は、1872年(明治5)の「琉球藩」設置にはじまり、1879年(明治12)の「沖縄県」設置をへて、翌年の「分島問題」の発生と終熄に至る、前後9年間にまたがり、この時期は沖縄近代史上、琉球処分と位置づけられる。<sup>6</sup>

『日本外交辞典で』で「琉球処分」を執筆した安岡昭男は次のように整理している。

明治政府による、琉球に対する統合措置。1871年(明治4)の鹿児島県管轄への編入から、79年の沖縄県設置までの一連の施策をさす。72年、井上馨大蔵大輔が、日清「両属」状態の琉球の版籍を内地同様に収めるよう建議し、同年琉球使節伊江王子らの上京をみて、琉球国を琉球藩と改め、国王尚泰を藩王に封じ、華族に列した。74年、琉球人遭難に対する問罪の台湾出兵(蕃地処分)が決行されると同年7月、琉球藩事務は外務省から内務省に移管された。同年、清国に征台を義挙と認めさせ帰国した大久保利通内務卿は、翌75年琉球官吏を東京に召致し、清国との冊封、隔年朝貢関係の停止と藩政改革を命じた。琉球当局者の歎願をしりぞけ、79年警察官・軍隊数百名と共に3度琉球に派遣された処分官松田道之は、首里城で藩王尚泰に廢藩置県と東京居住を布達。沖縄県設置を同年4月4日に全国に布告。初代県令鍋島直彬。<sup>7</sup>

金城と安岡は「明治政府による琉球の統合措置」を「琉球処分」とする点で共通している。その一方で、金城が琉球側の視点も組み込んでいるので、その始まりや終りをどのように規定するかに違いがある。

これに対し、西里喜行は中琉日関係史研究の成果から新しい視点を示し、「琉球処分」の時期を広くとらえているほか、「廢藩置県」という概念を提起する。

70年代の明治政府の「内政問題」としての琉球併合過程を廢藩置県処分と称し、琉球の「所属」問題をめぐる日清両国の外交交渉をも含む中琉日関係の再編成過程全体を琉球処分と称することにする。<sup>8</sup>

琉球王国から琉球藩への改称を経て沖縄県の設置に至る措置を「廢藩置県処分」と称することにする。<sup>9</sup>

広義の琉球処分の時期は、アヘン戦争から日清戦争までの半世紀にわたる東アジアの国際秩序の再編成過程での、いわゆる琉球所属問題の決定プロセスであるというところだ。 (中略) 尚泰冊封の1872(明治5)年、つまり1870年代から日清戦争までの時期が、私の眼から見

たらむしろ狭義の琉球処分ということになる。<sup>10</sup>

西里は「内政問題」としての琉球国併合過程を「廢藩置県処分」とし、琉球の所属問題(いわば外交問題)での、中琉日関係の再編成過程全体を「琉球処分」と考える。西里喜行は2011年に刊行された『沖縄県史各論編 第5巻 近代』<sup>11</sup>で中心的な役割を果たし、同書は「廢藩置県」という概念を取り入れた叙述になっている。

また「琉球処分」を再検討し、「琉球藩設置」という表現に疑義を提起している波平恒男は、「琉球処分」の時期については次のように書いている。

同(1879)年3月には「処分官」として警察・軍隊を伴って3度目の琉球出張を行い、「廢藩置県」を命じた上、王府の本拠たる首里城を接收し、尚泰を東京に強制移住せしめた。政府が「廢藩置県」と称したこの強制的「廢王変政(伊藤博文)の断行、すなわち琉球(藩)という王国の廃止と日本国家の主権下への事実的包摂こそが、狭義の「琉球処分」である。<sup>12</sup>

さらに波平は「この歴史を生きたもう一方の側、処分される側にもしかるべき解明の光を当て、歴史の両面性・多面性をできるだけ正確に、つまりは公平で客観的に、考察していくこと」が必要とし、資料も含め根本的な見直しを進めている。波平は「廢藩置県」を用いる西里の問題意識には理解を示しつつも、「琉球藩設置」を「琉球藩王冊封」と呼び直すことなども関連して、実態に即した用語上の工夫の必要性を指摘する。

西里や波平の試みは、琉球側の視点を取り入れることで、明治政府の立場や資料に基づいた従来の「琉球処分」認識の転換を迫り、明治政府の琉球国併合過程についての枠組みをとらえ直す契機になっている。

これまでの「琉球処分」理解をみると、いまだに論点が未整理なことが分かる。第1に明治政府の事業用語としての「琉球処分」概念が明確でない。そのため、明治政府が「琉球処分」をどのように理解していたかの整理が不十分である。国家事業である「琉球処分」は、事業として把握する必要がある。第2に明治政府の事業をそれに抵抗した琉球・沖縄側の立場や視点から、どう規定するのかという論点も未整理のままである。

金城や安岡ら旧来のとらえ方は、国家事業としての

「琉球処分」に軸足を置いたものだといっている。それに対し、波平や西里の問題提起は、第2の論点（琉球側の視点）の必要性と、それを前提にした歴史のとらえ直しや用語の提案であり、その点で新しい展開である。ただ、ここでの課題は国家事業としての「琉球処分」概念を考えると、併合過程を客観的にとらえることが錯綜していることにある。

これらから考えると、まず第1の課題として国家事業「琉球処分」の概念を整理する必要がある。その上で、第2の課題として日本と琉球の関係や琉球の視点もふくめて、客観的に明治政府の「琉球処分」事業をどのように規定して名づけ、歴史的に位置づけ評価していくのか、ということになる。従来の研究では、それらが混在していた。

## 2 事業担当者の「琉球処分」

琉球国併合の最終段階である「琉球藩処分」事業を担当した明治政府の官吏が、自らの仕事の範囲をどのように理解していたかをみておきたい。

現在確認できるまとまった記録は、処分官だった松田道之（内務大書記官）の『琉球処分』3巻<sup>13</sup>と、松田に随行した遠藤達（内務一等属）と後藤敬臣（内務二等属）の2人がまとめた『琉球処分携網』<sup>14</sup>の2点である。

この2点とも、上司である内務卿伊藤博文の命令で編纂されたもので、公式な報告書と位置づけていい。しかも、3人とも「琉球藩処分」の現場に直接赴いた担当者であり、事業を進めた当事者の認識を知る上でも資料的価値は高い。

松田道之（島根出身）は1879（明治12）年3月、処分官に任命され現場の最高責任者として、「琉球藩処分」を指揮した。松田は滋賀県令から内務省へ異動した1875（明治8）年から琉球併合問題に関わり、「琉球藩処分」の際も含めると琉球へは3度出張している。松田は内務卿伊藤博文の指示で、最終的な処分の論理や方法を起草するなど、処分方法や内容に実質的に関与した。

1879（明治12）年の『改正官員録』によると、松田道之は内務省大書記官で、内務卿・伊藤博文、内務小輔・林友幸、前島密に次ぐ4番目の地位にあった。<sup>15</sup>松田は帰任後の1879（明治12）年12月に『琉球処分』（3巻）を編纂する。その『琉球処分』上巻「例言」

には6項目が掲げられ、同書の編纂の経緯や目的、資料の収録範囲などが説明されている。

「例言」によれば、『琉球処分』は伊藤博文の命令で編纂された。また、同書には「王政革新以来琉球処分ニ係ル事項ハ細大トナク罔羅彙集」され、松田自身の復命書などのほか、官庁資料も収録された。松田が処分官の立場で、琉球処分事業を記録する上で必要な資料を「細大トナク罔羅彙集」したものが『琉球処分』3巻である。琉球側資料は、明治政府の事業を理解し遂行するために必要な範囲で収録された。<sup>16</sup>

松田に随行した遠藤達（内務一等属、福島出身）、後藤敬臣（内務二等属、山口出身）の2人は、伊藤博文の命令で帰任後に『琉球処分携網』（明治12年12月）をまとめた。遠藤と後藤は内務省庶務局員である。遠藤達は尚泰の上京に同行して、松田らより一足先に帰京している。伊藤は松田に「細大トナク罔羅彙集」することを命じる一方で、随員の遠藤と後藤には「琉球処分ニ関スル要領」を編纂させていた。

「緒言」によれば、『琉球処分携網』も伊藤博文の命令で編纂された。目的は琉球処分の「要領」をまとめることである。松田の『琉球処分』が一次資料を多数収録しているのに対し、資料の収録は最小限に留め、簡潔に全体像を記述している。

この2つ報告書は、いずれもタイトルに「琉球処分」を使い、記述は1871（明治4）年に始まり、1879（明治12）年10月7日に出された天皇から尚泰（最後の国王）へ「金禄公債書（20万円）下賜の達で終わっている。また『琉球処分携網』「緒言」の直前には「琉球処分携網」（従明治四年至同十二年）とあり、同書の対象期間が提示されている。

明治政府の担当者は、「琉球処分」の範囲を1871（明治4）年から1879（明治12）年10月7日までの期間としていた。これは「広義の琉球処分」である。そして、松田が1879（明治12）年3月に処分官に任命され、首里城の明け渡しや沖縄県設置、尚泰王の東京連行など、最終的に琉球の国権接收をしたことが「狭義の琉球処分」になる。この事業を明治政府は「琉球藩処分」と位置づけていた。

この最終段階の「琉球藩処分」の方法は松田が起草し、内務卿伊藤博文が1879（明治12）年3月1日、「琉球藩処分方法（20条）」として太政大臣に提案した。同日には「御処分経費予算」も、大蔵卿と内務卿の連

名で提出されている。<sup>17</sup>

この「琉球藩処分方法」は実施段階で進行状況にあわせ一部修正されたが、予算案はそのまま認められた。「琉球藩処分」事業は、この「琉球藩処分方法」をもとにした命令が根拠となり、「御処分経費予算」によって予算的裏付けをもって進められた。<sup>18</sup>

太政官から1879(明治12)年3月8日、松田に琉球出張命令が出され、そして太政大臣・三條実美から3月11日には具体的任務や権限が与えられた。これを受け松田は3月12日に横浜港を出港した。「琉球藩処分」の任務を終えた松田は6月13日、那覇港を出発し、25日には明治天皇列席のもとで帰任報告をしている。<sup>19</sup>

松田は「琉球ニ至ルヤ則チ命令状ノ箇條ニ從ヒ廢藩置県ノ令ヲ伝」え、多くの抵抗のなかで任務を順次こなし、任務のなかでも①「廢藩ノ令ヲ奉セシムルコト」、②「居城ヲ退去セシムルコト」、③「旧藩王ヲ上京セシムル」の3つが最大案件で、これを適当な方法で実現したとし、さらに「廢藩置県処分ノ事先ツ一段落トナシ処分ノ為メ臨時出張シタル分遣隊及ヒ警備巡查等ハ皆ナ警備ヲ撤シ平常ノ警備ニ讓ツテ該地ヲ發セシメタリ」と「第3回奉使琉球復命書」で報告している。<sup>20</sup>松田自身の記述で、「琉球藩処分」の中心は①琉球の国権接收、②首里城の明け渡し、③尚泰の上京一の3点であったことと、その任務は臨時のもの(臨時事業)であったことが確認できる。

『琉球処分携網』には「松田大書記官ハ琉球処分全ク局ヲ結ヒ善後ノ策ヲ県令鍋島直彬ニ商談シ六月十三日彼地ヲ發シ二十五日に帰京復命ス」とある。<sup>21</sup>ここでも「琉球藩処分」は、松田が処分官として派遣されたから、その帰任までになる。

明治政府の担当者は、琉球国併合過程である「琉球処分(広義)」を1871(明治4)年から1879(明治12)年10月7日までの間としていた。その期間には琉球国王尚泰の琉球藩王冊封(1872年)のほか、国権接收の論拠ともなった琉清関係断絶命令(1875年)と裁判権接收命令(1876年)、そして最終的な国権接收段階である「琉球藩処分」(1879年)があった。「琉球藩処分」は1879(明治12)年3月に松田道之が処分官に任命され、首里城明け渡しや沖縄県設置、尚泰王の東京連行を行った事業だが、明治政府の文書のなかには、琉球藩処分を「琉球処分」としているものもある。明治政府の「琉球処分」という用例自体に広義と狭義が含ま

れている。

明治政府側で琉球国併合過程の全体を通して関与した人物はいない。失脚や人事異動、そして暗殺などを中心人物は変わった。最終段階を担当した松田道之らは、「琉球藩処分」を中心にすえながら、その処分の根拠や方法を整理する中で琉球国併合過程をとらえていたと考えていいだろう。

### 3 「琉球藩処分」の任務や権限の枠組み

明治政府はどのような理由・方法で「琉球藩処分」を行ったのか。処分官に与えられた任務や権限などを規定した「達」などを検討したい。

明治政府は1878(明治11)年後半には「国権上不問ニ附シ難キニ至レリ」として、琉球国併合の最終段階「琉球藩処分」を最終決定した。そして、松田道之を1879(明治12)年1月に琉球へ派遣した後(2回目の派遣)、太政大臣が1879(明治12)年2月18日、内務省へ最終処分の手続きを調べ伺い出るように指示した。<sup>22</sup>そして松田が書いた草案をもとに「琉球藩処分方法」が決定され、松田に「琉球藩処分」のための出張命令が3月8日に出される。処分方法の案は以下のような流れになる。

草案A「琉球藩処分方法」14条=松田道之が起草(明治11年11月)<sup>23</sup>

草案B「琉球藩処分方法」20条=松田道之が起草(明治12年3月1日)<sup>24</sup>

予算案C「御処分経費予算」=起草者不明(明治12年3月1日)<sup>25</sup>

指令群D「松田への最終的指令」=松田案が基(明治12年3月11日)<sup>26</sup>

「琉球藩処分」方法は、松田の草案Aがさらに草案Bに発展し、実際の指令群Dとなって示される。予算案も同時進行で策定され、予算案Cについては、そのまま承認されている。

「表①」は「琉球藩処分」に際し出された勅諭書や達書などである(実際の指令群Dである。番号は便宜上、松田の『琉球処分』下巻による)。指令群Dは大別すると、明治政府機関(天皇含む)から琉球藩・藩王へのもの(A群)、政府機関から処分官などへのもの(B群)、処分官などから琉球藩・藩王(C群)への3つに分類できる。これらが全体として「琉球藩処分」

の根拠や内容と手続きを規定した。詳細を見ればA群が「琉球藩処分」の内容を示し、B群は処分官らの任務や権限、C群がA群を執行するためのものである。松田がこの指令群に従って任務を遂行している限り、明治政府側からすれば「琉球藩処分」の「合法性」は維持されていることになる。

処分官松田に託された天皇の勅諭書や太政官達書、太政大臣達書（A群）は第6号から第14号（第22号は第10号を修正したものである）。しかし、松田はこれらの全てを琉球側に伝達したわけではない。松田は琉球側の抵抗が強くなることを恐れ、尚泰王の東京転居（第10号）と2人の王子の東京転居（第13号と第14号）が示された太政官御達は伝達しなかった。また、尚泰の東京転居が文面に出ている天皇の勅諭書（第6号）も示すことを控えた。そして、松田は第10号を修正して、太政官名で尚泰宛に「御用有之至急出京致候事」（第22号）と表現を変えた命令を伝えている。松田は帰任後の6月30日、伝達しなかった第6号、第13号、第14号を返還している。<sup>27</sup>

この第6号、7号、10号、11号、12号、13号、14号が、「琉球藩処分」の内容（処分官の具体的な任務・権限を規定した第5号にも一部含まれる）に関するものである。処分内容を見ると、国王尚泰を首里城から退去させ、琉球藩を廃止し沖縄県を設置して、土地や人民などを尚泰から県令へ引き継がせ、さらに、尚泰を東京へ転居させ、王子の尚健、尚弼を華族とし、東京に転居させる。また、尚泰の私有財産を区分すること、これらが、「琉球藩処分」の内容となる。これには前述した松田自身がいう3つの重要課題などが含まれている。

第6号の天皇の勅諭書は、「琉球藩処分」の全体的な理由と内容である。「琉球藩処分」理由を具体的に示したのが第8号。第9号は琉球藩に対し処分官・松田の指揮権に従うことを命じたもので、第5号で松田に与えられた尚泰などへの指揮権限と対をなす。

B群については、明治政府内の上位機関に命令権限があるので、それにもとづいて任務や権限が与えられた。B群のうち松田に与えられた命令などは2件（第3

号と第5号）である。第3号は3月8日付の「御用有之琉球藩へ被差遣候事」で、太政官から松田に対する琉球藩への出張命令。第5号は3月11日付、太政大臣三條実美から松田へ出されたもので、処分官の具体的な任務と権限を規定している。

表①「琉球藩処分」で出された達など（指令群D）

分類	号	伝達者	伝達有無	発令者	宛名	内容	月日
B群	第3号	直接	○	太政官	松田道之	出張命令	3月8日
B群	第5号	直接	○	太政大臣	松田道之	松田の任務と権限	3月11日
A群	第6号	松田	×	天皇	尚泰王	勅諭書	3月11日
A群	第7号	松田	○	太政大臣	琉球藩	廃藩置県の達	3月11日
A群	第8号	松田	○	太政大臣	尚泰王	廃藩置県理由	3月11日
A群	第9号	松田	○	太政大臣	琉球藩	松田に従うべき	3月11日
A群	第10号	松田	△	太政官	尚泰王	東京居住	3月11日
A群	第11号	松田	○	太政官	尚健（王子）	華族叙	3月11日
A群	第12号	松田	○	太政官	尚弼（王子）	華族叙	3月11日
A群	第13号	松田	×	太政官	尚健（王子）	東京居住	3月11日
A群	第14号	松田	×	太政官	尚弼（王子）	東京居住	3月11日
B群	第15号	直接	○	太政官	木梨精一郎	県令心得任命	3月11日
B群	第16号	直接	○	内務卿	警視局	内務省出張所の命に従うべき	3月11日
A群	第22号	松田	○	太政官	尚泰王	東京御用	3月11日
A群	第23号	松田	○	内務省	旧琉球藩吏	旧藩事務取調申し付け	3月11日
C群	第27号	直接	○	県令心得		廃藩置県布達	3月27日
C群	第30号	直接	○	県令心得	首里泊久米那覇諸間切役人	地方役人の再任	3月29日
C群	第37号	直接	○	松田	尚泰	27日以後新命令発令禁止確認	4月9日

\*号は便宜上松田道之『琉球処分』に依った。「実際」項の×は伝達しなかったもの

第5号は「今般琉球藩ニ出張被仰付候ニ付テハ左ノ旨趣に依テ処分可致此旨相達候事」とあり、この指示が処分官に対して「琉球藩処分」についての基本的な方針や権限を規定している。重要なので、全文引用する。

今般琉球藩ニ出張被仰付候ニ付テハ左ノ旨趣ニ依テ処分可致此旨相達候事

明治十二年三月十一日 太政大臣三條実美

- ① 藩王及び王子等ニ別紙勅諭書ヲ示シ達書ヲ渡スヘキ事
- ② 旧藩王ハ速ニ居城ヲ退去セシメ東京ニ出発スル迄ハ其別第等便宜ノ場所ニ仮住セシムヘキ事

但シ居城ハ追而正式ニ依テ陸軍ニ請渡シヲナス迄ハ仮リニ當所長ニ請取ラシムヘシ

- ③ 旧藩王ヨリ県令ニ対シ土地人民及ヒ官簿其他諸般引渡ノ手續ヲ為サシムヘキ事
- ④ 旧藩王ニ命シ土地家屋倉庫金穀船舶其他諸物件ノ官ニ属スヘキモノト旧藩王ノ私有ニ属スヘキモノトヲ引分ケ具申セシメテ之ヲ監督シ且租税土木秩禄其他諸般ノ前途処分ヲ要スルヘキ事項ヲモ取調ヘ県令ト協議ノ上内務卿ニ具状スヘキ事  
但内務卿ノ指令ヲ待タス県令ヘ請取ラシメテ差支ヘナキモノハ其手續ヲナサシムヘキ事
- ⑤ 旧藩ノ苛政ハ詳細取調ヘ内務卿ヘ具状スヘシ然レトモ即時改正スレハ人心ノ帰向ヲ得テ随テ処分上ノ便宜トナリ而シテ其事タル前途ノ処分ニ差響カサルモノハ県令ト協議ノ上速ニ施行シ追而内務卿ニ報告スヘキ事
- ⑥ 処分上ニ就テハ旧藩王ニ対シ指揮スルヲ得ヘキ事
- ⑦ 県治上ニ就テハ県令ノ事務ニ参スヘク若シ県治ノ処分上ニ関係スル事項ハ県令ニ対シ指揮スルヲ得ルヘキ事
- ⑧ 旧藩王又ハ旧藩吏等ニ於テ今般ノ処分ヲ拒ミ居城ヲ退去セス土地人民官簿其他諸般ノ引渡ヲ為ササルニ於テハ本人ハ警察部ニ付シ拘引スルモ苦シカラス若シ反状ヲ顕ハシ兇暴ノ所為ニ及フトキハ營所ニ謀リ兵力ヲ以テ処分スヘキ事
- ⑨ 土人狼狽騷擾スルトキハ懇篤説諭其他適宜ノ方法ヲ以テ勉メテ鎮撫ヲ謀ルベシ若シ反状ヲ顕ハシ兇暴ノ所為ニ及フトキハ警察部ニ付シテ之ヲ捕縛スルトモ又ハ營所ニ謀リ兵力ヲ用ユルトモ其場合ニ依リ相当ノ処分ヲ為スヘキ事
- ⑩ 旧藩王及ヒ王子等東京居住ノ事ニ付歎願固辞スル等ノ事アルトモ決シテ許容ス可ラス若シ詐偽ヲ以テ規避セントスル等ノ所為アリテ不得止時ハ拘引シテ東京ニ送ルベシ然レトモ病氣等ノ事故ニテ事実出発ナシカタキヲ視認ムルトキハ一応政府ニ具状シ指令ヲ受クヘキ事
- ⑪ 入琉ノ時ニ際シ藩王ヨリ遵奉書ヲ呈スルトモ決シテ受納ス可カス命令ノ通行フヘキ事
- ⑫ 此命令ノ外臨機処分ヲ要セサルヲ得サル事アレハ場合ニ応シ相当ノ処分ヲナスヘキ事
- ⑬ 以上件々ノ事務ヲ畢レハ余ハ県令ノ本務ニ譲リ速ニ帰郷復命スヘキ事

第5号①から⑤（便宜上通し番号を付した）が、処分官の具体的な任務である。これによると、処分官の任務は（1）尚泰王と王子へ「勅諭書ヲ示シ達書」（それには琉球藩を廃止し沖縄県を設置することなどが書かれていた）を伝達すること、（2）尚泰王を首里城から退去させ、東京に連行すること、（3）尚泰から県令へ「土地人民及ヒ官簿其他諸般」を引渡させること、（4）尚泰の私有財産の区分など、（5）悪政の調査改革などである。

これらから、松田の任務は政府が発した命令の執行

であることが確認できる。「処分内容」は既に出されており、処分官の任務はその「執行」であった。第5号①で、松田が「示しあるいは伝達」することになっていた「天皇の勅諭書や太政官・太政大臣達書」（A群）などは、松田が琉球で執行する任務の「根拠」でもあった。第5号は「藩王」と「旧藩王」という用語を使い分け、「藩王及ヒ王子等ニ別紙勅諭書ヲ示シ達書」を渡し、沖縄県を設置した後は「旧藩王」としている。

これらの「処分」を執行するため、第5号で処分官に権限や指針が与えられた。なかでも第5号⑥～⑫で松田には強い権限が与えられた。第5号⑥は藩王に対する指揮権限、第5号⑦は県令に対する指揮権限、第5号⑧は藩王や藩吏の拘引権限、さらには「兵力ヲ以テ処分」する権限、第5号⑨は人民に対する捕縛権限、兵力をもって「相当ノ処分」をする権限、第5号⑩は藩王や王子を強制的に東京へ連行する権限、第5号⑪は松田には尚泰の遵奉書を受領する権限がないこと（制限）、第5号⑫は臨機応変の権限一が規定されている。松田に与えられた権限が強力だったためか、第5号⑬は任務の終了についても規定している。

処分官松田には「琉球藩処分」を行うに際して、旧藩王尚泰や新県令への指揮権、尚泰や藩吏の拘引権限、警察・軍隊を用いる権限などが与えられていた。当然ながら、抵抗する住民に対しても警察・軍隊を用いる権限も付与されていた（第5号⑨）。そして、松田は処分官として与えられた強い権限を、実際に行使してその任務を執行していった。

#### 4 「琉球藩処分」の直接的理由（第8号）

「琉球藩処分」の理由を示した天皇の勅諭書（第6号）と太政大臣から琉球藩王尚泰への達（第8号）の伝達が、処分官松田道之に託された。琉球に赴いた松田は、第8号を伝達し「琉球藩処分」を執行したが、第6号には尚泰の東京居住が書かれていたため伝達しなかった。第6号は伝達しなかったとはいえ、実際に天皇の勅諭は発せされており、勅諭書の内容（琉球藩の廃止と尚泰の東京連行）は実行されていった。

第8号

琉球藩王尚泰

去ル明治八年五月廿九日并ニ同九年五月十七日ヲ以テ御達ノ條件有之処使命ヲ不恭実ニ難差置次第ニ立至リ

依テ廢藩置県被仰出候條此旨相達候事  
明治十二年三月十一日 太政大臣 三條実美

第 8 号は、「廢藩置県（琉球藩処分）」の理由として「明治八年五月二十九日御達（以下「琉清関係断絶命令」とする）」と「同九年五月十七日御達（以下「裁判権接收命令」とする）」の命令に従わなかったことを挙げる。これが明治政府による琉球の「廢藩置県（琉球藩処分）」、つまり琉球の国権接收の直接的な理由である。明治政府は琉球藩王や琉球藩と上下関係にあることを前提にして、過去に出した命令に対する違反を「琉球藩処分」という新たな命令・強制の名目とした。

従来の研究は、「琉球藩処分」理由を示した第 8 号の重要性に着目していない。波平恒男は本稿と同様な関心から、松田が伝達した第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 22 号を確認しているが、第 8 号の重要性までは踏み込んでいない。<sup>28</sup> しかし、この第 8 号が琉球の国権接收の理由・名目であり、第 8 号の存在で「琉球藩処分」と日本の「廢藩置県」が本質的に異なっていることが確認できる。第 8 号は、琉球側が「外交権（清国との関係）」と「裁判・警察権」を接收する命令に逆らい、行使したことの問題を追求しているのである。日本で「外交権」や「裁判・警察権」の行使が「廢藩置県」の理由となった地域はない。外交権と警察・裁判権は、長い間王権を維持してきた琉球にとっても国権の根幹であり、本来なら他国は介入できない。外交権はまさに琉球の王権の正当性を担保する一つでもあった。明治政府は第 8 号の「琉球藩処分」の名目を示すなかで、結果的に琉球国が東アジアの国際秩序のなかで主体の一つであったことを認めてしまったことになる。そして、それは琉球が国家として存在してきたことが、「琉球藩処分」の理由とされたことを意味する。

明治政府側は、第 8 号で「琉球藩処分」の名目を示し、国内的な「合法性」を装いながら処分官に任務や権限を与えたのである。しかし、琉球側からすれば、第 8 号の前提とされた「琉清関係断絶命令」と「裁判権接收命令」自体の正当性がなかった。

琉球藩

其藩ノ儀從來隔年朝貢ト唱へ清国へ使節ヲ派遣シ或ハ清帝即位ノ節慶賀使差遣シ候例規有之趣ニ候得共自今被差止候事  
藩王代替ノ節從前清国ヨリ冊封受ケ来リ候趣ニ候得共

自今被差止候事  
右ノ通可心得此旨相達候事  
明治八年五月二十九日 太政大臣三條実美<sup>29</sup>

琉球藩

其藩治ノ内裁判ノ儀自今其地ニ在ル内務省出張所ニ被附右規則左ノ通被定候條此旨可相心得事

一 藩内人民相互ノ間ニ起ル刑事ハ藩庁之ヲ鞠訊シ内務省出張所ノ裁判ヲ求ムヘシ

一 藩内人民相互ノ間ニ起ル民事及ヒ藩内人民ト他ノ府県人民（兵員ト普通人民トヲ論セス）トノ間ニ相関スル刑事民事ハ直チニ内務省出張所ニ訴ヘシムヘシ

明治九年五月十七日<sup>30</sup>

第 8 号の前提となった「琉清関係断絶命令（明治 8 年 5 月 29 日）」と「裁判権接收命令」はこのようのものであった。「琉清関係断絶命令」は「隔年朝貢ト唱へ清国へ使節ヲ派遣」することや「清帝即位ノ節慶賀使」の派遣、「藩王代替ノ節從前清国ヨリ冊封」を受けることを止めるように命じるものである。琉球側がこの命令を甘受することは、中国の明・清とのおよそ 500 年に及ぶ関係を断絶し、東アジアの国際秩序・冊封体制からの離脱することを意味していた。「琉清関係断絶命令」には付随して、清国での窓口である福州の「琉球館」の閉鎖なども含まれていた。

「裁判権接收命令（明治 9 年 5 月 17 日）」は琉球の民事刑事の裁判権と警察権（一部）を接收するという命令である。民事裁判権は「藩内人民相互ノ間ニ起ル民事及ヒ藩内人民ト他ノ府県人民（兵員ト普通人民トヲ論セス）トノ間ニ相関スル民事ハ直チニ内務省出張所ニ訴ヘシムヘシ」として、内務省出張所が行使すると宣言している。また、警察権については、「藩内人民相互ノ間ニ起ル刑事」は琉球側にあるが、「藩内人民ト他ノ府県人民（兵員ト普通人民トヲ論セス）トノ間ニ相関スル刑事」は内務省出張所にあり、刑事裁判権はいずれも内務省出張所が管轄するとする。

琉球側は外交権と警察・司法権の接收を意味する「琉清関係断絶命令」と「裁判権接收命令」に従わず、国権を行使し続けたのである。それは琉球側としては当然のことであった。しかし、琉球側の国権の行使が「琉球藩処分」の名目（第 8 号）となったのである。

明治政府はなぜ、第 8 号の前提となった 2 つの命令を琉球側へ出し、その正当性を主張することができたのか。それは明治天皇が 1872（明治 5）年に行った琉

琉球国王尚泰への琉球藩王冊封（擬似冊封）に遡る。明治政府は琉球側が冊封を受けたことを足がかりに、「琉清関係断絶命令」と「裁判権接收命令」を出し、そして2つの命令に従わなかったことを、琉球の国権接收（琉球藩処分）の理由とした。

明治政府の琉球国併合の理由（第8号）を遡れば、尚泰への琉球藩王冊封（擬似冊封、明治5年）にたどり着く。琉球国併合に対する国内的な「合法性」の創出は、琉球藩王冊封が画期となっていた。東アジアの伝統的な形式を利用した琉球藩王冊封は、琉球国併合の理由の遠因になっただけでなく、島津氏の武力侵略（1609年）に始まる琉球と日本の関係を組み替えて、新しい関係の「合法性」を国際的にも示すための仕掛けでもあった。

表②琉球藩処分予算

	予算項目	内 訳	金 額	備 考
琉球藩処分での臨時経費	御処分経費 予算	臨時出張分	4万7千686円	奏任1人、判任10人の分など
		鎮台兵分	1万3千780円	将校以下兵卒の給与や食料消費分は常額費より支出し計上せず
		警視官分	5万5千224円37銭5厘	
		小 計	11万6千690円37銭5厘	
	出張所11年度経費増額予算	2万4千118円		
	合 計		14万808円37銭5厘	臨時経費の合計
通常	出張所11年度予算		5万9千722円	(増額分の2万4千118円を加えている)

表③「琉球藩処分」での臨時派遣スタッフ

所属など	詳 細	人数
行政官	処分官（松田道之）	1
	属官	9
	県御用掛兼勤予定内務官	32
警部・巡查	二等警視補の園田安賢以下	158
軍隊	陸軍（東京）益満邦介陸軍大尉ほか	3
	熊本鎮台	413

### 5 「琉球藩処分」の事業予算と執行のスタッフ

「琉球藩処分」では琉球藩王や琉球藩に対し、天皇の勅諭書、太政官御達や太政大臣御達などが出され、松田道之が処分官に任命されて任務や権限が与えられ

た。そして、処分官の松田には警部巡查を指揮する権限や熊本鎮台の分遣隊を用いる権限も付与された。同時に「琉球藩処分」には特別予算が編成されて準備された。

内務卿伊藤博文は1879（明治12）年3月1日、「琉球藩処分方法（20条）」を提案したが、同時に必要経費についても「御処分経費予算」として伺を立てている。<sup>31</sup>

琉球藩処分予算としては、表②にあるように「御処分経費予算」の11万6千690円37銭5厘と、琉球藩にある内務省出張所の「本省11年度経費増額予算」として2万4千118円が計上されている。この「御処分経費予算」と「本省11年度経費増額予算」の合計14万808円37銭5厘が、琉球藩処分の予算として見積もられていた。

「琉球藩処分」のための派遣人員としては、表③にあるように処分官松田道之には随行の内務属官は9人、また着任後に沖縄県御用掛を兼勤させるため募集した属官32人の行政官と、二等警視補の園田安賢以下150余人の警部巡查が同行した。<sup>32</sup> また、陸軍からは益満邦介陸軍大尉1人、曹長1人、四等出仕1人の3人が東京から同行し、鹿児島で熊本鎮台の大隊長の波多野少尉以下413人が「琉球藩処分」に参加した。<sup>33</sup>

これらは「琉球藩処分」のために臨時に派遣された人員だが、既に琉球藩には日本政府の出張所が設置されていた。まず外務省出張

所が1873（明治6）年に開設されたが、琉球藩の管理が内務省に移ったことから、外務省出張所は翌1874（明治7）に内務省出張所となった。そして、内務省出張所が強化されることになり1876（明治9）年の7月26日、判事を兼任した内務少丞木梨精一郎が鎮台分遣隊・警部巡查（15人）を伴って内務省出張所長として着任している。出張所の人員も増員となり、給仕・小使・門番・通弁・写字生を除いて43人となった。<sup>34</sup> 1879（明治12）年の『改正官員録』には所長の木梨以下5人の名前がある（表④）。<sup>35</sup>

松田ら一行は「琉球藩処分」のための人員で、置県後の5月には初代県令の鍋島直彬が着任し、沖縄県の統治任務に関わる人々も赴任している。



## 6 「琉球藩処分」過程

処分官松田道之が1879（明治12）年3月27日、首里城で明治政府の達書などを伝達した直後、沖縄県令心得の木梨精一郎は「廃藩置県」を布達した。

### 第27号

琉球藩ヲ廃シ更ニ沖縄県ヲ被置県庁ハ首里ニ被置候旨御達有之候條此旨布達候事

但シ当分ノ内ハ那覇西村内務省出張所ニ仮ノ県庁ヲ相開キ候事

明治十二年三月二十七日 沖縄県令心得  
内務少書記官木梨精一郎

琉球藩を廃止し沖縄県を置くことは、国権の接收であり琉球藩（国）の統治機構（首里王府や間切、町村組織）の廃止を意味していた。しかし、明治政府側には琉球の統治に対する知識が不足している上に、琉球側の抵抗が強いこともあり、処分官一行（10人）や随行の内務官僚（32人）、既存の内務省出張所の人員だ

表④1879（明治12）年の内務省出張所職員

名前	地位役職
木梨精一郎	陸軍中佐兼内務少書記官（所長）
川崎弼	四等属兼判事補
伊藤忠雄	五等属判事補
河合淡	七等属兼判事補
境野大吉	十等属兼司法省十七等出仕

けで、新しい沖縄県を運営することはできない。そこで、首里王府（中央政府）は廃止して県庁がそれに取り

って代わるが、末端の地方統治機構（首里泊久米那覇諸間切町村）は存続させ、従来通り仕事をさせるという方法がとられた。この方法は、中央統治機構と地方統治機構について異なった取扱いをすることで、統治上の混乱を最小限に抑えながら、中央と地方の官吏を分断するという2つ大きな効果をもたらした。

県令心得の木梨精一郎は3月29日、地方統治機構の吏員は、従前通りそのまま仕事をするように伝えた。

### 第30号

首里泊久米那覇諸間切役人

今般琉球藩ヲ廃シ更ニ沖縄県ヲ被置候ニ付テハ則チ旧藩中申付有之処ノ官吏モ一般廃止之儀ニ候処首里泊久米那覇其他諸間切之役人並ニ諸町村ノ役人ニ於テハ従前ノ通り相勤可申此旨相達候事

明治十二年三月二十九日 沖縄県令心得  
内務少書記官木梨精一郎

松田は琉球の国権を接收し沖縄県を発足させたが、琉球側の抵抗が続いていたため、旧藩王の尚泰に次のような確認をしている。

### 第37号

廃藩置県ノ御達有之タル当日即チ去月二十七日以後ハ旧藩管民ニ対シ従前ノ事件ヲ整理スルノ外新令ヲ発シ新事ヲ行フ儀不相成筈ニ候條為心得此段申入置候也

明治十二年四月九日 於那覇  
処分官

内務大書記官 松田道之

旧琉球藩王尚泰殿

第37号は法令の発する権限が、首里王府ではなく新県庁に移っていることを確認させるものである。琉球側の抵抗は続いていたが、第27号、第30号、第37号などの達は琉球の国権がすでに明治政府に接收されたことを明確にしている。

「琉球藩処分」で行われた首里城の明け渡しや沖縄県の設置、尚泰の連行などが意味するものはまさに琉球の国権接收であり、琉球国併合の総仕上げであった。琉球国の中央統治機構（首里王府）は権限を失い、中央政府官吏はその地位を失った。そして、閉鎖された首里王府の業務は沖縄県がとって代わった。地方統治機構では、従来の官吏がそのまま再任されて存続させられた。かつての琉球国はその「公」性を喪失したのである。

与えられた任務を終えた松田道之らは6月13日、県令として赴任した鍋島直彬に任務を引き継いで離任した。熊本鎮台の兵士らは翌14日、那覇を離れ、警部巡查の一部は9月まで残留した（表⑤）。<sup>36</sup>

表⑤「琉球藩処分」メンバーの離任時期

	離任月日	属官	兼県	警部巡查	分遣隊
尚典上京	4月27日	熊谷薫郎			
尚泰上京	5月27日	遠藤達 荒木章蔵			
第1陣a	6月13日	松田道之 ほか7人	15人 (他残留)	警部等・14人 巡查・39人	
第1陣b	6月14日				全員
第2陣	9月3日			警部等・14人 巡查・86人	

## おわりに

明治政府の事業としてみれば、琉球国併合の最終段

階である「琉球藩処分」は、「狭義の琉球処分」として1879 (明治12) 年3月から6月までとなり、「広義の琉球処分」は1871年 (明治4) 年から1879 (明治12) 年10月7日までということが確認できる。

明治政府の「琉球藩処分」の理由 (第8号) は、琉球側が「琉清関係断絶命令」と「裁判権接收命令」という2つの命令に違反したということだった。この2つの命令の前提は、1872 (明治5年) 年の明治天皇による琉球国王への「擬似冊封」である。この「擬似冊封」が明治政府の「琉球藩処分」の理由への足がかりとなった。その点で、明治政府が「広義の琉球処分」の起点を「擬似冊封」の準備段階に設定したことは合理的である。そして、尚泰が日本の華族とされ金禄を受けたことは、琉球国王が日本の体制に位置づけられたことを意味する。それは琉球国併合の完成であった。そこで、金禄公債証書下賜が終点となる。

明治政府は「琉球藩処分」を内政問題として進めたが、それ自体も併合の方法だった。琉球側からすれば、明治政府が琉球の中央政府を解体し、外交権や裁判権、その他の統治権を接收した「琉球藩処分」の実態は、根拠のない琉球の国権接收であり、その全体の過程は琉球国併合であった。

安良城昭盛は「琉球処分」を廃藩置県と対比し「版籍奉還なき廃藩置県」であるとした。しかし、本稿での検討をみれば、明治政府の「琉球処分」はまさに琉球国併合であり、他地域の廃藩置県と比較できないことは明らかである。また、「廃琉置県」の用語を提唱する西里喜行は、「琉球藩処分」を内政問題とらえて「廃琉置県処分」と位置づけるが、その視点には共感できるとしても「琉球処分」と「廃琉置県」の用語の当てはめは不十分だということになる。なぜなら、「琉球藩処分」は、日本の国内問題ではなく、日本が行った周辺国琉球の併合行為であるからである。

明治政府の「琉球藩処分」は、琉球側の同意を前提とせず、武力による強制力を用いたものだった。もう1点つけ加えなければならないのは、処分官松田道之は尚泰王の東京連行に際して、「騙した」ということである。尚泰の東京行きを一時的なものとした。明治政府は国内的な合法性を装っていたが、「琉球藩処分」からみえてくるその実態は、明治日本が行った同意を求めない「強制」であり、「武力」と「詐術」を用いた周辺国・琉球国の併合だったのである。

## 註

<sup>1</sup> 琉球国を呼ぶ際に「琉球王国」という表現が多く使われているが、本稿では正式名称である「琉球国」を使用する。「琉球処分」全体や琉球救国運動との関連については拙著『琉球救国運動—抗日の思想と行動—』 (出版舎 Mugen、2010年) を参照。

<sup>2</sup> 波平恒男「琉球処分再考—琉球藩王冊封と台湾出兵問題—」 (『政策科学・国際関係論集』11号、琉球大学、2009年)、波平恒男「琉球処分の歴史過程・再考」 (『政策科学・国際関係論集』12号、琉球大学、2010年) など。

<sup>3</sup> 戦前における伊波普猷の「奴隷解放」論から、1972年の「日本復帰」前後の「民族統一」をめぐる「琉球処分論争」はその延長で考えられる。伊波の「琉球処分は一種の奴隷解放也」は喜舎場朝賢『琉球見聞録—一名廃藩事件—』 (親泊朝擢、1914年) の「序に代へて」で書かれた。伊波は「琉球処分」によって琉球が薩摩支配から解き放たれたことを「奴隷解放」と位置づけた。

<sup>4</sup> 安良城盛昭著『新・沖縄史論』 (沖縄タイムス社、1980年) 174頁以下。

<sup>5</sup> 例えば、内務卿大久保利通が1875 (明治8) 年5月8日に提案した「琉球藩処分方之儀伺」には「琉球藩御処分ノ儀ハ目今内外共致注視候折柄」などとある (『沖縄県史』15巻、琉球政府、1969年、24頁)。清国は日本の琉球国併合に対し、外交ルートを使って異議申し立てを行っていた (前掲『沖縄県史』15巻、44頁ほか)。

<sup>6</sup> 金城正篤『琉球処分論』 (沖縄タイムス社、1978年) 3頁。金城は『沖縄県史別巻 沖縄近代史辞典』 (沖縄県教育委員会、1977年) や『沖縄大百科事典』 (沖縄タイムス社、1983年) の「琉球処分」の項目も執筆している。

<sup>7</sup> 外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会『新版 日本外交辞典』 (山川出版社、1992年) 1051頁。

<sup>8</sup> 西里喜行『清末中琉日関係史の研究』 (京都大学学術出版会、2005年) 296頁。

<sup>9</sup> 安里進ほか著『沖縄県の歴史』 (山川出版社、2004年) 234頁。

<sup>10</sup> 『「琉球処分」を問う』 (琉球新報社、2011年) 156頁。

<sup>11</sup> 『沖縄県史 各論編 第5巻 近代』 (沖縄県教育委員会、2011年) の第1部「明治国家と琉球処分」のなかで、「廃琉置県」の用語を用いて執筆している。

<sup>12</sup> 前掲・波平「琉球処分の歴史過程・再考」3頁。波平は「廃藩置県」を指して狭義の「琉球処分」、そこに至る過程を広義の「琉球処分」の時期としている。(同4頁)。

<sup>13</sup> 『琉球処分』 (上・中・下) の3巻は州立ハワイ大学同編纂委員会監修『琉球所属問題関係資料』 (本邦書籍株式会社、1980年) の第6巻 (上巻・中巻) と7巻 (下巻) に複製収録されている。また、下村富士男編『明治文化資料叢書 第四巻外交編』 (風間書房、1962年) に翻刻がある。

<sup>14</sup> 『琉球処分携網』は『明治文化全集』第24巻 (日本評論社、1929年) に収録されている。本稿では国立国会図書館蔵を使用した。

- <sup>15</sup> 『明治十二年 改正官員録』彦根貞、1879年)。
- <sup>16</sup> 例えば、松田道之が入手した幸地朝常の手紙は、松田の上申書には収録されているが、『琉球処分』からは除外されている。前掲・後田多『琉球救国運動—抗日の思想と行動—』141頁以下。
- <sup>17</sup> 前掲『琉球処分』下巻449頁以下、465頁以下。
- <sup>18</sup> 前掲『琉球処分』下巻、464頁以下。
- <sup>19</sup> 前掲『琉球処分』下巻、425頁。
- <sup>20</sup> 前掲『琉球処分』下巻、427—428頁。
- <sup>21</sup> 前掲『琉球処分携網』78頁。
- <sup>22</sup> 太政大臣は陸軍省には分遣隊増員で、大蔵省には予算について調査を指示している。「球藩処分実際手続取調方ヲ内務省ニ分遣隊増員ヲ陸軍省ニ経費取調方ヲ大蔵省ニ令ス」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A03022998100、公文別録・琉球廃藩置県処分・明治八年・第二巻・明治十一年十二月～明治十二年六月(国立公文書館)。
- <sup>23</sup> 前掲『琉球処分』下巻、104頁以下。
- <sup>24</sup> 前掲『琉球処分』下巻、450頁以下。
- <sup>25</sup> 前掲『琉球処分』下巻、464頁以下。
- <sup>26</sup> 以下「表①」で取りあげている各号の「指令群D」は前掲『琉球処分』下巻、141頁以下。
- <sup>27</sup> 松田は伝達しなかった達書などを6月30日に返還している。  
「松田内務大書記官ヨリ勅書並ニ尚泰外二名へ達書返上」

JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A03022999600、公文別録・琉球廃藩置県処分・明治八年・第二巻・明治十一年十二月～明治十二年六月(国立公文書館)。

- <sup>28</sup> 前掲・波平「琉球処分の歴史過程・再考」。
- <sup>29</sup> 「内務大丞松田道之ヲ琉球藩ニ派遣ス」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A03022995300、公文別録・琉球廃藩置県処分・明治八年・第一巻・明治八年(国立公文書館)。
- <sup>30</sup> 「内務省出張所へ裁判及警察事務ヲ附ス」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A01000032500、太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百二十九巻・地方三十五・特別ノ地方琉球藩一(国立公文書館)。
- <sup>31</sup> 前掲『琉球処分』下巻、464—486頁。
- <sup>32</sup> 前掲『琉球処分』下巻、155頁。158人だったと考えられる。
- <sup>33</sup> 前掲『琉球処分』下巻、156—157頁。予算には、大尉1人、曹長1人、四等出仕1人の3人の東京からの旅費、熊本鎮台の大隊長以下413人分の鹿児島からの旅費が計上されている。(前掲『琉球処分』下巻、470—471頁)。
- <sup>34</sup> 菊山正明『明治国家の形成と司法制度』(御茶の水書房、1993年)325頁。
- <sup>35</sup> 前掲『明治十二年 改正官員録』。
- <sup>36</sup> 表⑤は前掲『琉球処分』下巻の資料などをもとに筆者が作成した。

# Reconsidering the ‘Ryukyu Shobun’: Structure of Grounds and Decrees Justifying the ‘Ryukyu-han Shobun’

Atsushi Shiitada

## Abstract

The process of the Japanese annexation of the Kingdom of Ryukyu at the end of the 19th century was called “Ryukyu Shobun” (disposition of Ryukyu) by the Meiji government of Japan. What were the reasons and grounds for the annexation of the Ryukyu kingdom by Japan? What was the significance of this annexation? This paper examines the final stage of the “Ryukyu Shobun” in particular, known as the “Ryukyu-han Shobun” (disposition of Ryukyu Domain), including the surrender of Shuri Castle, the establishment of Okinawa Prefecture in March 1879, and the transfer of King Sho Tai to Tokyo.

As for the reasons behind the “Ryukyu-han Shobun,” the Meiji government cited the Ryukyu Kingdom's violation of two Meiji decrees: “termination of the relationship between Ryukyu and Qing” and “transference of judicial and policing powers to Tokyo.” Not only did the Meiji government implement the “Ryukyu-han Shobun” by armed force without permission from the Ryukyu side, it also committed a “deception” in the transfer of King Sho Tai to Tokyo. Although the “Ryukyu-han Shobun” was conducted through a pretense of lawful legitimacy, the seizing of Ryukyuan sovereignty was, in reality, coerced through armed force and fraud.

The Meiji government dealt with the “Ryukyu-han Shobun” as a domestic problem. Due to the reasons and procedures used, however, this annexation differed from the abolition of the Han System and establishment of the Prefectural System in other regions of Japan. In reality, the disposition was achieved through the complete dismantling of the Ryukyu government, the seizure of its diplomatic, judicial, and other governmental powers. This final step served to complete the full process of annexation and, thus, clear the later groundwork for the wider Japanese invasion of Asia.